

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
1 農場経営管理(経営体制全体・リスク管理)を主な目的とする取組						
ルール策定に係る取組	1-1	1	1		農場経営に必要な基本情報(栽培品目名/ホダ場/施設の名称・所在地等)を明確にして、整理し、必要に応じて文書化。	<ol style="list-style-type: none"> 栽培施設・ホダ場のリストを作成し、面積や栽培履歴(栽培品目、ほ場や施設の名称・所在地等)を明確にする。 栽培施設・ホダ場の危険箇所やほ場周囲の汚染リスクについて地図に記載して整理する。 農産物取扱施設と栽培施設・ほだ場が別の場合、搬送経路を明らかにし、地図に記載して整理する。 地図に施設・ホダ場や自宅、施設の位置を明確にし、目印や通称を決め、作業員全員に周知する。 人が通りやすい場所、逆に人目に付きにくい場所を把握し、巡回や監視を行う方法を検討する。 栽培工程、収穫工程、農産物取扱工程について実際に作業を行ってみて、検討した作業工程が正しいか検証する。 出荷する商品がどのようなユーザーにどのような喫食方法で消費されるかを適切に把握する。
	1-2	2	2		組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知するとともに、責任者の能力を向上するための体制を整備。	<ol style="list-style-type: none"> 経営者が栽培施設で発生する業務ごとに漏れなく責任者を決め、責任者に学習の機会を与えて適切なルールを定められるようにする。 業務の役割分担を明確にし、作業員全員に役割分担を周知した上で事故を想定した連絡、報告等が滞りなく行えるか訓練をする。 業務の責任に、使用する機械、器具、場所、資材(例:農薬に関する責任者には防除機、防除衣、農薬保管庫、農薬等の管理責任を付与)等を付帯させ、管理責任を付与し、責任者が責務を果たしているか、定期的に確認する。
	1-3	3	3		農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる事項を明示し、それに沿った方針を策定するとともに、周知を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 農場運営の方針を定め、全従業員に周知する。 取引先の情報を入手する際に、SDGsへの関与、フェアトレードへの取組等を把握し、取引業者との契約に際し、法令遵守の項目を盛り込み誓約する。 自らの事業に係る法令を調査、把握し、自らの農場運営に反映させる。
	1-4	4	4		長野県GAP基準に沿った農場の管理を実施するため、農場のルールの決定、ルールに基づく運営、実施状況の確認、必要に応じた見直しを実施。	<ol style="list-style-type: none"> 分かりやすい作業手順書を作成し、作業手順を周知した上で手順通り作業しているか点検する。 施設敷地内、ホダ場周辺で農薬を使用する場合、農薬使用基準を遵守した農薬使用計画(計画実践のための指示・命令系統の構築及びイレギュラー時の対応方法を備える)を策定し、その計画を周知・実行・検証を実施する。 病原性微生物を付着させないための手洗い、増殖させないための冷蔵保管等を農場のルールとして定める。また、硬質異物を混入させないため農場内への持込み制限、出荷検品等の手順を定め、手順通り実践したことを記録する。 食品表示法及び食品表示基準の確認方法を定め、確認したことを記録する。 廃棄物の種類を分け、種類ごとに適切な処分方法を確認し、処分方法をルール化する。 作業環境や労働時間等を定め、作業環境、条件を記録する。 機械、設備の操作方法等を定め、作業員への教育、訓練を実施し、点検、操作について記録する。 各業務範囲における責任者を定め報告体制を構築し、自己点検結果やクレーム・食品事故の発生の有無、労働災害・怪我の発生の有無などの確認を元に改善事項を決定し改善を実行する。
	1-5	5	7		農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を決定し、記録を作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> 記録すべき事項を決め、記録のリストを作成する。また、記録すべき事項に漏れがないか、確認する。 記録ごとに説明責任を果たすために必要な保管期間を定め、紛失や損傷しないように保管し、各種記録の関連性を確認する。
	1-6	6	25		農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者(訪問者を含む)に対して遵守するよう周知。	<ol style="list-style-type: none"> 外部からの訪問の許可の無い農場への立入を禁止し、許可の無い農場への立入を防止する対策を講じるとともに、すべての許可された入場者に対して農場内への入場時のルールを定める。 農場内のルールを作業員・入場者へ周知し、遵守させる。
知的財産権への対応	2	7	5		登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用。	<ol style="list-style-type: none"> 種苗を譲渡する、又は譲受する場合は、当該種苗が登録品種か確認し、登録品種の場合、その種苗の利用に権利者の許諾を得ているか確認する。 自ら増殖した登録品種の苗を他の農業者から分けてほしいと頼まれた場合は、正規の流通ルートから種苗を購入するよう要請する。また、種苗を譲渡する場合、他者への譲渡行為が育成者権者の許諾を得ている行為か確認の上、新たに許諾が必要な場合は育成者権者から確実に許諾を受ける。 自ら開発した技術や工夫した器具、種は特許、実用新案申請、品種登録し、先使用権を主張できるよう、開発時期や使用時期を記録する。 自ら開発したブランド名や商品名、ロゴマーク等を保護する必要があるか、販売戦略と照らして検討する。必要があれば商標登録するなどして権利化する。

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
記録とその反映に係る取組	3-1	8	6		農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、実施した農作業を記録するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映。	<ol style="list-style-type: none"> 1 産地または農業者の単位で、栽培計画など栽培施設を利用する計画を策定した上で、長野県GAP基準の取組例を基に農作業の点検項目等を策定する。 2 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存する。 3 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。 4 自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、見直しを行う。 5 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する。 など
	3-2	9	11		出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録の作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> 1 クレームなどに対して、トレーサビリティ確保のため、出荷する商品の段ボール、袋やフィルム、出荷伝票等に農場名と日付を記載する。また、出荷伝票の日付と農産物の調製、収穫、栽培等の記録を紐づける。 2 食品安全にかかわる事故や残留農薬基準違反等の発生に際して、トレーサビリティが確保されているか、出荷記録、収穫記録、栽培・防除記録を使って照合可能か、日常的に点検する。また、出荷記録と紐づく調製作業、収穫記録、防除記録を作成し保管する。更に回収対象の範囲と損失を考慮し、ロットの単位を決定する。
	3-3	11	58	食品安全	農薬の使用に関する内容を記録し、保存。	<ol style="list-style-type: none"> 1 農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載し保存する。 <ol style="list-style-type: none"> ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率 など
	3-4	12	74		菌床資材及び工程別作業についての記録の作成・保存。	<p>培地資材、容器等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れることとし、受払簿等を作成の上、原材料の受払の都度、数量、品質、その他の必要な事項を記録している。</p> <p>各工程において、以下のような作業を記録し、後から確認、検証できるように保存しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用した資材、培地の配合 ・殺菌方法、殺菌温度、時間等の条件 ・冷却時間 ・植菌作業(作業者名、種菌のロット番号等) ・培養室、培養温度、湿度等の条件 ・発生室、発生温度、湿度等の条件 ・収穫作業(作業者名、収穫場所、収穫量等) ・廃棄処分作業(発生場所、廃棄量、処分方法等) ・包装作業(作業者名、包装時間、包装ロット等) ・一時保管(入庫日、保管場所、保管条件、出庫日等) ・出荷作業(出荷先、出荷日、出荷数量、出荷ロット等)
	3-5	13	77		ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一種圧力容器(小型圧力容器を除く)はボイラー協会による性能検査が必要。 2 定期自主検査は1か月に1回以上行う必要がある。記録は3年間保存する。 3 異常が認められたときは補修、その他必要な措置をする。
外部委託先への対応	4	14	12		工程管理の信頼性を確保するための栽培施設・ホダ場のルールに基づく管理を遵守することについての外部委託先との合意形成の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託する工程を明示し、衛生管理(食品安全の確保)の手順を守る合意を得て、定期的に遵守状況を確認する。 2 外部委託先へ行き、決められた手順で作業をしている事と、外部委託先が作成している記録を確認する。 3 保管に関する契約書、覚書等を締結し、取引先の保管の状況を定期的に点検する。また、定期的に保管の状況の記録、提出を求め、事故が発生した場合の処置を合意しておく。 4 原木もしくは菌床を業者から購入する場合、原産地、産地証明、入手ルートを確認する。
資材供給への対応	5	15	13		食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて、サービス提供者の評価及び選定を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品安全を確保するための資材等の供給に係る仕入先業者に関する情報収集や同業者等からの情報入手を怠らない。 2 残留農薬の検査についてISO17025認定機関、厚生労働省登録検査機関である検査機関に分析を依頼する。また、検査機関の登録、認証の範囲を確認する。 3 出荷した農産物等に関して取引先と取扱いに関する契約書、覚書等を締結し、取引先の作業の状況を定期的に点検する。また、作業の状況の記録、提出を求め、事故が発生した場合の処置について合意しておく。
クレームへの対応	6	16	14		クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存。	<ol style="list-style-type: none"> 1 商品のクレーム対応の手順を明確にし、手順に基づき、原因追及、再発防止策を検討し、取引先に迅速に報告する。また、クレーム対応の手順が機能するか、処置にどれほど時間を要するか、テストを行い、その結果を活用し、手順を見直す。 2 農場のルールを周知徹底し、農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にする。また、事故発生時は原因追及と再発防止策の検討により再発を防ぐ。

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
BCPの策定等に係る取組	7	17	15		事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 収入保険に加入し、災害等が発生した場合は、農業保険による補償の適用を受ける。 2 「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」を活用するなどして、リスクマネジメントの実施や事業継続計画(BCP)の策定を行う。 3 災害の発生等により作業者に欠員が出た場合に備えて他の従業員が兼務できるよう、普段から業務のシェアを実施する。
機器の校正	8	18	37		計量機器の点検・校正。	<ol style="list-style-type: none"> 1 計量機器や水分計、温度計、金属探知機などは定期的な校正を行い、計量機器を適切に設置・保管する。 2 一覧表を作成し、点検の方法を定め、点検の実施を記録(日付、内容等)する。
訓練の実施	9	19	20		作業者が必要な力量を身に付けるための教育訓練を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業者への教育、訓練の計画を立案し、食品安全を理解した者により、作業者に衛生管理の教育を実施する。 2 機械操作に熟練し、安全な操作を理解した者による作業者への教育、訓練の計画を立案し、訓練を実施する。 3 外国人技能実習生に対して、理解できる言語、図等による教育を実施し、十分に理解できたか通訳等を介して確認する。

2 労働者の安全管理(労働安全および労働者の人権保護)を主な目的とする取組

ルール策定に係る取組	10-1	20	9		農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等を関係者で情報共有しておく。 2 施設・ほ場は、出入口について傾斜を緩く、幅を広くする。 3 危険性の高い作業を行う場合は、作業者の負担軽減や危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人で作業を行わないようにする。また、やむを得ず一人で作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に伝えておく、携帯電話を必ず所持する等、事故が発生した際の早期発見のために必要な措置を行う。 4 事故が発生する可能性が高いと感じた事例や軽微な事故事例は、原因を分析し、他の従事者と共有して迅速に必要な対策を講じる。 5 作業委託を行う場合は、受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努める。 6 ホダ場で傾斜地等、危険な場所で機械作業等を行う際は、十分な技量を持った者にのみ作業を許可するまた、事故が起りやすい危険な場所を事前に把握する。 7 機械作業においては、十分な技量を持った者にのみ操作を許可し、作業前に操作方法を再確認する。また、危険な作業を禁止する、安全装置付きの機械を導入するなど安全に配慮する。 8 作業者全員がどこで、何をしているか把握する方法を決め、戻り時間を決める。また、連絡方法と時間を決め、連絡がつかない場合の対処方法を決める。 9 高温時の培地調整作業などについては作業を中止する温度、湿度を決める。また、時間を決めて強制的に休憩を取り、水分や塩分を摂取する。 10 培養室等の酸欠の危険のある場所は、適度な換気の実施、危険表示等で注意喚起する。また、入室の際には換気扇等の換気設備が正常に作動しているか確認する。 11 培地調整作業等の粉塵が発生する環境は、ミキサー等の粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施すると共に必要に応じて粉塵マスク等を着用する。 12 きのことカビの胞子の影響による過敏性肺炎を発症する場合があるので、必要に応じてマスクの着用などの対策を指導する。 12 作業者が体調不良の際は配置換え、作業制限を行う。また、服薬した場合の措置等を定め、体調等の記録を作成する。 12 作業が長時間に渡る場合は、機械操作時間の上限設定、交代要員の確保、適宜交代、適宜休憩等、作業時間のルールを定める。 13 きのこと廃棄物運搬の際は積載可能重量を把握し、周知し、過積載走行を禁止する。
	10-2	21	16		雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて管理を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用には、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談の上、作業者に労働条件を提示し、これを遵守する。 2 作業者を差別しない様、農場内で人権に関する教育を実施する。
	10-3	22	24		清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。	<ol style="list-style-type: none"> 1 前もって想定される事故への対応手順や連絡網を定め、施設内・ほだ場掲示するなどして作業者に周知する。 2 応急手当のための救急箱や、傷口や目、口を洗い流すための衛生的な水を、いざという時にすぐ使える場所に用意し、作業員に周知する。 3 消防署の普通救命講習の受講等により、応急手当ができる人員を農場内に配置する。
労働環境の整備に係る取組	11	23	17		技能実習生(育成就労外国人)など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 技能実習生など、外国人雇用には制度の確認。外国人技能実習機構へ相談するとともに、在留資格の確認、適切な資格を持った外国人の制度に則った受入れを行う。また、受け入れ及び離職時は、ハローワークへの届出を実施する。 2 快適に住める住居の提供。
労働者間の合意形成の取組	12-1	24	18		家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 家族で話し合い、役割を決める。
	12-2	25	19		労働基準法等に定められた労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 法定三帳簿を適切に整備し、適宜、労働基準監督署、社会保険労務士に相談する。 2 従業員と雇用者の両者間での話し合いを行い、従業員の不満を聞き、改善する。また、話し合った内容を記録する。

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)						
県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
農作業等におけるリスク管理	13-1	26	21	農場経営管理	事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入(法令上の義務を含む)。	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人経営の場合は、従業員が1人でもいる場合は、原則労災保険に加入する。 2 法人経営でなくても、常時雇用している従業員が5人以上いる場合は、原則労災保険に加入する。従業員が5人未満であっても労働者が業務上負傷することや疾病にかかるリスクを踏まえ、必要に応じて労災保険に加入する。など
	13-2	27	22		適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険な作業を行う作業者を特定(指定)する。作業者は十分に訓練された熟練者に限定するとともに、妊産婦、年少者及び高齢者にあつては、重量物の取扱い、高所作業等の危険な作業を行わない、行わせないことを徹底する。 2 公的な資格や講習の受講、修了を必要とする作業か、確認する。資格等が必要な場合、資格を取得する(させる)か、所持している作業者に担当させる。 3 資格等が必要な作業の場合、作業時に免許や修了証を携帯することを求めているものがあるため注意する。また、他の資格等についても、いつでも用意できるよう保管場所を決めておく。 4 労働安全に関する責任者は、作業者の身体能力を確認し、作業者の配置を検討する。
	13-3	28	23		安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 転倒、転落、落下物等の危険性のある場所での作業や、道路走行時には、ヘルメットを着用する。 2 飛散物が当たる危険性のある場所では、フェイスガード、保護めがね等を着用する。 3 機械の使用に際しては、回転部に頭髮や衣類等が巻き込まれないよう、髪の毛をまとめる、帽子をかぶる、袖口をしっかりと締めるなど、髪型・服装にも十分注意する。 4 高所作業時には、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用する。 5 粉塵のある作業場所では、防塵めがねや防塵マスク等を着用する。
適正な機械等の使用	14-1	29	39		機械、装置、器具等の適正な使用。	<ol style="list-style-type: none"> 1 機械などの取扱説明書は熟読し、取り出しやすい場所に保管する。 2 使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の回避方法等について理解している。 3 緊急時に備えて、家族や作業員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認する。 4 脚立を使用する場合は、開き止めなどの固定器具を確実にロックする。 など
	14-2	30	56		農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。	<ol style="list-style-type: none"> 1 農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装(防除衣)やマスク、ゴーグル等の保護具を正しく着用する。 2 指定された性能を有していないマスクを着用すると保護効果がないため、農薬ラベルの表示内容に基づき、適切なマスクを選択する。 3 ラベルに指示がある場合は、農薬使用後の立入を禁止・制限したり、散布した農薬が乾くまでは場の立入を禁止したりするなどの対策を取る。 4 農薬散布に使用した防除衣や保護具を一般の洗濯物と一緒に洗濯すると、農薬成分が他の洗濯物に付着してしまうため、分けて洗濯をする。農薬保管庫内に保護具を保管すると、保護具に農薬成分が付着し、フィルターの効果がなくなる可能性がある。 5 洗浄した防除衣・保護具だとしても農産物に接触すると農産物に農薬成分が付着する可能性があるため、防除衣や保護具は農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用いる。
	14-3	32	76		ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置。	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置時の届出、落成検査等の実施 <ol style="list-style-type: none"> ①小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う必要がある。 ②第一種圧力容器は、所轄労働基準監督署への設置届と落成検査が必要で、検査に合格すると検査証が交付されます。 2 取扱作業主任者の設置 <ol style="list-style-type: none"> ①第一種圧力容器(小型圧力容器等を除く)の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習会修了者等の有資格者のうちから作業主任者を選任する。

3 食品安全を主な目的とする取組

ルール策定に係る取組	15	33	8		<p>農場の基本情報及びコーデックス規格のHACCPの考え方に沿って、食品安全(品質を含む)に関する危害要因について分析を実施し、食品安全上のリスクが高いと判断した危害要因による汚染を防止・低減する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 意図する喫食の仕方を考慮した食品安全上のリスクを推定する。維持経費のかかる過剰な対応、投資をしない。 2 異物混入等のリスクに関して施設の状態について定期的に点検、修繕を行い、間接的に農産物を汚染する可能性があるものを含めて施設起因の危害要因を抽出する。また、施設内の壁、床、天井等に有害な物質が使用されていないか点検する。また、機械起因の危害要因を抽出し、機械の状態について定期的に点検、修繕、補修を行う。 3 きのこと施設栽培では異物混入として照明器具等のガラス片、機器類や生育棚のサビや腐食、キノコバエ等の食害や混入、衛生害虫の混入はリスクとして高いので、防止対策を徹底する。 3 怪我をした作業員の血液付着を避けるため、作業員が農産物(収穫物)に触れる可能性がある工程を特定し、怪我をした際の対応を設定し、実施する。 4 作業員に由来する病原性微生物の汚染事故を避けるため、作業員が農産物(収穫物)に触れる可能性がある工程を特定し、農産物に触れる作業員に、手洗い、手袋着用、アルコール消毒など品目に合わせた衛生対策=ルールを設定・実施して、対策を講じたことを記録する。 5 悪意を持った他者が、農場やその関連施設に侵入する可能性を抽出する。
------------	----	----	---	--	---	---

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
有害生物等への対応	16-1	34	26	農場経営管理	栽培施設・ホダ場周辺に清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設栽培においてきのこの安全性を確保すると共に、作業時の衛生的環境を維持するために指先の洗浄、消毒は一般衛生管理上の基本であり、マニュアル化などし、作業者に徹底する。 2 手洗い設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、衛生的な状態を確保し、十分な機能を有するように維持管理する。 3 食中毒や感染症の防止のため、手洗いのタイミングと正しい手洗いの仕方について、作業員に周知、徹底をする。 4 トイレは定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に維持する。 5 原木栽培では手洗い設備やトイレを周辺に設置し、十分な機能を有するように維持管理する。
	16-2	35	27		ホダ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価の実施、評価結果に基づく対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原木栽培や簡易ハウスでの露地栽培の場合、行政による環境調査等の結果や自主的な土壌分析や「土壌汚染対策法」や「農用地土壌汚染防止法」に関する情報を収集し、食品安全の観点から問題となる危害要因による土壌汚染の可能性がある場合は行政の指導に従う。 2 施設・ホダ場周辺に、大気や水を通して土壌を汚染する可能性のある施設がある場合、行政に相談し、対応を検討する。 3 野生動物(シカ、サル、イノシシ等)の侵入を防ぐため、防除柵等の対策を実施する。
	16-3	36	33		栽培施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 栽培施設は、定期的に清掃、洗浄を行うとともに、必要に応じて消毒し、内壁、天井、床及び生育棚は、常に清潔に保っている。 2 どのような有害生物が侵入、発生しているか、発生源や侵入経路を調査し、発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じる。 3 有害生物の侵入や発生が確認された場合には、きのこへの汚染を防止する方法で駆除する他、汚染が生じていないかどうか、必要に応じて検査する。 4 有害生物の他に、農産物取扱施設・設備内において、小石、ガラス片、金属屑のような異物や、有毒な雑草などの混入の可能性についても検討し、異物や雑草等の混入を防止する対策をとる。 5 収穫、包装・荷造り、保管等を行う場所には、不必要な物品等を置かない。 6 施設内ではペット等の動物を飼育していない、あるいは侵入を防ぐ措置をとっている。
	16-4	37	34	農場経営管理	喫煙・飲食場所の指定、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 喫煙や飲食する場所を限定し、責任者を決めて場所を管理する。 2 喫煙や飲食後に作業場に再入場する際の手順として、手洗い、衣服のローラーがけ等の対策を施設・ホダ場のルールとして定め、リスクを低減するよう徹底する。 3 健康増進法上の第二種施設は原則屋内禁煙となっているため、屋内で喫煙を認める場合は一定の基準を満たす喫煙専用室を設置する。 4 アレルギー物質を含む農産物と他の農産物に共通する工程を確認し、アレルギー物質を含む農産物とその他の農産物が接触(二次接触も含む)する可能性があるか、把握する。可能性があるならば、アレルギー物質を含む農産物との接触をなくす、あるいは、減らす対策を検討する。
	16-5	38	35		きのこを適切に保管、貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設などの衛生管理を実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 包装、出荷調整に関わる機械・器具類は清掃や必要に応じて消毒を行い、所定の場所で衛生的に保管している。また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備している。 2 きのこに直接触れる収穫用具、まな板、ナイフ等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄消毒を十分に行い、乾燥させている。 3 きのこの保管に適した温度と湿度を保つ。また、光は作業に必要な最低限の明るさで作業中のみ使用する。 4 天井、壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようにする。 5 有害動物、異物等の侵入・混入防止措置を講じる。

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
	16-6	44	61	環境保全 農場経営管理	堆肥製造に関し、適切な期間・温度の発酵維持による雑草の種子、有害微生物の殺滅対策等の実施及び適正な堆肥の施用。	自ら堆肥を製造する場合、十分に発酵させるため、以下に示す対策を実施すること。 ①副資材の利用等により、水分を調整する。 ②定期的な切返し(目安:1か月ごと1回で計3回以上)等により、全体に空気を入れる。 ③製造時(目安:堆積2週間後)の堆積物の内部温度を測定し、「雑草の種子の死滅のために60℃以上が数日間続いていること」、「病原微生物の死滅のために55℃以上が3日間以上続いていること」を確認するよう努める。 ④十分に堆肥化したか、色や臭い、手触りを確認する。
水および培養液の管理	17	45	30		使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)を確認し、水に含まれる有害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施。	1 施設内で使用する水は食品安全だけでなく、きのこの品質保持のためにも、病原性微生物や有害物質に汚染されていない水道水と同程度の「飲用適の水」を使用する。 2 水道水以外の水を使用する場合には、年1回以上水質検査を行い、成績書を1年間以上保存している。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行っている。 3 水道水以外の井戸水、自家用水道等を殺菌装置又は浄水装置で浄化する場合、装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、記録している。 など
器具等の適正使用	18-1	47	36	環境保全 労働安全	器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施。	1 収穫かごや台車、コンテナなどは定期的に洗浄し、衛生的な状態を保つ。 2 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:農業)を活用する。 3 機械、装置等を一覧表に書き出し、運転日誌、点検・整備の記録(実施日、内容等)を作成し、記録に基づき適切に管理することで確認漏れ、整備不良等を防止する。 4 機械、装置等の使用前後には、防護カバー等の安全装置を含めて必ず点検を行い、衛生状態、安全装置、接合部の緩み、オイル漏れがないこと等を確認する。異常がある場合は調整又は修理をする等の必要な措置を行い、法令上義務となっている事項等、指定された定期交換部品は必ず交換する。 5 機械の掃除や修理を行う場合には、原則、機械を停止させる。 6 機械、装置等の使用後は、適切に洗浄、拭取り等して衛生的に管理する。 7 機械を保管する際は、昇降部を下げてキーを抜く。盗難防止の観点から、機械、装置等を施錠できる倉庫に厳重に保管する等の対策を講じる。
	18-2	48	38		栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施。	1 機械や運搬車両、容器類がきのこに直接接触するのに適した材質、安全性を有しているのか確認する。 2 きこの容器包装には、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」(注釈:2020年6月の「改正食品衛生法」の施行を受けて見直し)を満たしたものを選定する。 3 機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等は、きのこに接触しても問題がないものを選定し使用する。 4 包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し、取り扱う。 5 用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し、使用する。 6 掃除道具は衛生的に保管し、適切な頻度で交換する。
適正な種苗管理	19	49	47		信頼できる供給元からの適正な手段による種菌の入手、管理及び調達に関する記録の保管。	1 種菌は種菌メーカーや種菌センターから入手し、品種登録名、接種日が明記された種菌を入手し、購入本数も記録する。
ドリフト対策	20	50	48		隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。	1 自らの施設・ホダ場ときこのに対し、周辺で使用される農薬からの影響があるか、ドリフトの危険性について調べる。 2 ドリフトの影響が懸念される場合は、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに影響がないように話し合いをする。
農薬の適正使用	21-1	51	52		使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。	菌床栽培で認められている農薬は「きのこ用ベンレート水和剤」のみである。また、原木栽培では他にカミキリムシ類に対するMEP乳剤や天敵製剤などが認められている。また、施設敷地内やホダ場周辺で農作物以外に使用する農薬(除草剤)を使用する場合も適正に使用を徹底する。 1 使用する予定の農薬のリストを作成する。 2 農薬取締法に定められた「使用基準違反」にならないように、リストを整備する。
	21-2	52	53		農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。	1 菌床栽培で認められている「きのこ用ベンレート水和剤」の使用方法は培地混合に限られており、対象品目ごとに定められた希釈量に従う。 2 容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に従って使用する。 3 最終有効年月を過ぎた農薬は、明確に識別、分別し、できるだけ早急に廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処分する。

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
	21-3	53	57	環境保全	農薬使用前に防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理。	<ol style="list-style-type: none"> 1 防除作業の前には、防除に使用する機械・器具を点検する。 2 防除器具は適切に洗浄されているか、目視で確認する。 3 防除器具、防除衣等の保護装備を洗浄した水は、農薬を散布したほ場に浸透するなど適切に処理する。
	21-4	54	59	環境保全 労働安全	食品安全(容器移し替え禁止、いたづら防止の施錠等)、環境保全(流出防止対策等)、労働安全(毒劇・危険物表示、通気性の確保等)に配慮した農薬の保管、在庫管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設では、第三者が農薬を持ち出し、悪用することを防がなければならない。 2 作業者が保管庫から間違った農薬を取り出すことがないよう。誤使用を防ぐ必要がある。 3 強固で、十分な大きさの農薬保管庫を用意し、鍵をかけ、識別・分別して保管する。特に、毒物や劇物に該当する農薬については、それぞれを区別した上で、鍵をかけて保管、管理する。 4 危険物に指定される農薬は消防法に従った管理が要求される。 5 保管中や使用に際して、農薬の容器が倒れて中身がこぼれ、他の農薬と混じる、汚染する、周囲に流出することがないように、密封し、漏れ防止の対策を講じる。
	21-5	55	60		農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証。	<ol style="list-style-type: none"> 1 農薬に関する責任者を決め、その責任者が防除を一元的に管理、指示する体制を整え、農薬散布の重複や散布漏れ、間違った農薬の散布などを防ぐ。 2 農薬に関する責任者は、新薬や最新の防除体系、登録の失効や使用基準の変更など、農薬に関する最新の情報を入手し、知識や技量の向上を図る。
原木・菌床資材等の安全性の確認と適切な保管・取扱	22	58	72		きのこ類の原木、菌床資材等、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱。	<ol style="list-style-type: none"> 1 培地資材の保管、取扱方法として <ol style="list-style-type: none"> ①基材、添加物等の菌床製造用の材料は、採取地、樹種、採取後の処理、組成成分や配合、使用方法等が明らかかなものを受け入れる。 ②おが粉、チップ等は、カビ等が生えないように排水を良くし、飛散防止や飛来物による汚染を防止する措置を講じて保管する。 ③添加物は、品質に変化を起こさせないように、指定の保管条件等を遵守し、高温多湿に注意して保管する。 2 放射性セシウムの指標値及び検査方法 <ol style="list-style-type: none"> ①培地材料の指標値は、きのこ原木が50Bq/kg以下、菌床用培地が200Bq/kg以下で、きのこの食品としての規制値は100Bq/kg以下。検査方法については、国で定められた方法で検査できる検査機関を利用する。 ②培地材料(きのこ原木、おが粉、米ぬか等(17都県産))の購入にあたっては、放射性セシウムに係る検査結果、精米情報シート等の情報を得ることを基本とする。検査結果(安全検査証明書)、精米情報シート等は、必ず保管する。 ③放射性セシウムに係る検査結果が得られない培地材料がある場合には、自らその培地材料の検査を実施し、安全を確認する。必要に応じて菌床用培地が200Bq/kg以下にするために配合割合を調整する等の対応を行うか、培地を製造した段階で培地の検査を行い、安全を確認する。 3 種菌の保管、取扱方法として <ol style="list-style-type: none"> ①種菌は納入後、速やかに使用する。 ②種菌を保管する場合は適切な温度、湿度等を維持し、汚染防止策(未開封等)を講じる。 ③使用前に外観での菌そうのムラや菌床面に雑菌等の付着がない事を確認し、異常がみられる種菌は使用しない。 4 栽培用の容器等の保管、取扱方法として <ol style="list-style-type: none"> ①栽培用の容器等を再利用する場合は、適切に洗浄又は殺菌・消毒する。 ②栽培等に使用する資材(キャップや巻紙等)は、病原性微生物の汚染や、異物混入を防ぐため、清掃や殺菌・消毒をする。 ③栽培用や浸水、浸漬等に使用する容器を、農薬等の希釈など、他の目的に使用しない。 ④消毒剤はきのこ栽培に影響のないものを使用する
燃油の適正保管	23	59	40	環境保全 労働安全	食品安全(農産物への接触防止等)、環境保全(環境への流出防止等)、労働安全(火災防止等)に配慮した燃料類の保管の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 引火、発火、爆発等を起こさないように、適切な容器を使用し、保管庫等の条件を整え、注意喚起表示や消防設備等を準備する。 2 所轄の消防署にも、適切な保管数量か、保管方法に問題がないか、指導を受ける。 3 燃料漏れ防止対策を講じる。漏れた場合の備えとして、防油堤を設置する、吸着シートや十分な量の砂を用意するなどの対策を講じる。 4 保管や使用する場所での火気厳禁、内容物にあった保管容器の使用を徹底し、消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理する。 5 油が流出した場合は関係機関に連絡するとともに、被害拡大防止策を講ずる。
衛生的な培地調製、種菌接種および培養管理の実施	24-1	61	73		きのこ類の栽培施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 栽培施設は各工程に応じて必要となる温度、湿度、二酸化炭素濃度や照度、清浄度等の環境条件を適切に確保し、施設の保守・点検等についても適切に管理する。 <ol style="list-style-type: none"> ①栽培施設を定期的に清掃、殺菌処理する。 ②加温、加湿装置を定期的に清掃・洗浄、点検する。 ③栽培施設の温度・湿度をモニタリングし、異常に気付けるよう記録する。 ④冷却施設を定期的に清掃・洗浄し、冷却温度を維持する。 ⑤接種室・植菌室等のクリーンエリアは高い清浄度を維持するため、室内を陽圧とし、定期的にフィルター類を交換する。 ⑥クリーンエリアの清浄度を管理するために定期的に落下菌や雑菌拭取り調査などを実施し、汚染が確認されたときは速やかに清掃・除去する。

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
	24-2	62	75		きのこ類の培地調製、種菌接種の衛生的な実施。	1 きのこ類の培地調製については ①培地の基材、栄養材、添加物等の安全性を確認する。 ②ミキサーで混合した培地は速やかに詰め込み(充填)する。 ③詰め込み完了後の培地を速やかに滅菌・冷却する。 ④培地は適切な温度と時間で殺菌する。 2 衛生的に種菌接種を行うために ①滅菌完了後の培地は、無菌状態を維持して接種室に搬入し、種菌を無菌状態で接種・植菌する。 ②接種完了後の菌床は、所定の環境条件で調節した培養室に搬入し、培養する。 以降は、番号74を参照しながら工程管理を行い、以下のような取組を行う。 ③培養中の菌床の菌糸のまん延状態、有害菌等の有無を定期的に検査する。 ④有害菌等に汚染されたものは直ちに撤去し、有害菌等が残存しないように滅菌後廃棄する。
4 環境保全を主な目的とする取組						
ルール策定に係る取組	25	63	10		農場の基本情報に基づき、環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。	1 廃プラスチック回収を適切に行い、劣化したビン・キャップ・菌床袋など、プラスチック類の放置、野焼きを行わない。
廃棄物への適切な対応	26-1	67	32		栽培施設で発生した排水(排水中の栄養成分を含む)やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理。	1 自らの施設・ホダ場からどのような排水が出ているかを把握する。 2 排水桝や沈殿槽を設け、泥、残さ等を取り除く。 3 泥や農産物の残さは、定期的に除去し、排水路が詰まったり、排水が溢れ出したりしないように管理する。 4 排液中の栄養分を極力少なくしてから排出する。 5 オガコ、チップ等の保管は、排水に際し、散水や雨水により浸みだしてくるヤニ等を含んだ汚水が河川に流れ込まないように対処するとともに粉塵が周辺住民や環境へ悪影響与えないように十分配慮する。
	26-2	68	42	食品安全	栽培施設から出る廃菌床や廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残さ等の有機物のリサイクルに取り組むなど廃棄物の削減を実施。	1 発生した廃棄物は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として、法に従い適正な処理を行う。法令で規定されている産業廃棄物(使用済みプラスチック類や農薬、金属類、廃油等)は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度により、適正処理の最後まで確認する。 2 廃棄物を一時保管する場所を決め、他の資材との接触を防ぎ、散乱しないように管理する。 3 排出される廃棄物の削減に努める。 4 使用済みプラスチック類の排出削減やリサイクル率向上に取り組む。 5 廃菌床は速やかに地域の堆肥置き場に持って行くか、業者に引き取ってもらう。 6 廃ほだ木は可能な限り、チップ等に砕き、菌床培地用やその他用途での再利用を検討する。
	26-3	69	43	労働安全	施設内の整理・整頓・清掃・清潔の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却の回避。	1 栽培室、作業場、通路等の4S(整理・整頓・清掃・清潔)の実施 2 資格を有する産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。 3 廃棄物専用保管場所を設け、廃棄物に明確な印を付ける。
	26-4	70	54		農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。	1 防除器具等が適切に動作するか事前に確認する。 2 詰まりや前回使用した農薬が残っていないか点検する。 3 防護装備を適切に装着して作業に当たる。 4 必要最小限の散布液を調製し、農薬の使用基準違反の回避、環境汚染の防止、経済負担の軽減に努める。 5 農薬を計量する際は、正確に測れるよう水平な場所で行い、また調製に使用した計量カップなどの計量機器および器具は、農薬の成分が残らないように十分な洗浄、拭取り等を行う。
温暖化防止に係る対応	27	71	41	環境保全	温室効果ガスの削減に資する取組等の実施。	1 栽培施設内で使用しているエネルギーの種類(電気、燃料等)、使用量を把握、記録し、使用量の削減方法を検討する。 2 農業機械・車両を適切に使用する(アイドリングストップ、適切な走行速度やエンジン回転数での作業実施、適切な土壌水分時の作業実施等)。 3 機械・器具の適切な点検整備による燃費向上 4 不要な照明のこまめな消灯 5 再生可能エネルギー(太陽光発電、風力発電等)への切替え 6 農場由来の温室効果ガスを削減する。 7 ほ場への炭素貯留に取り組む。
周辺環境への配慮の取組	28-1	72	44	環境保全	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策の実施。	1 ほ場周辺の環境、住民の方々を把握し、周りの人や施設に迷惑をかけていないか、過去にトラブルになったことがないか、自治体や自治会組織に相談が持ち込まれていないか把握する。 2 ほ場周辺住民との積極的にコミュニケーションを図る。 3 オガコやチップの保管場所からの粉塵が周辺住民や環境へ悪影響与えないように十分配慮する。

きのこ ■ 長野県GAP基準(発行:長野県GAP推進会議 令和6年9月27日策定)

県区分	県番号	県規範	国際水準GAPガイドライン(青)	関連目的	取組事項	取組例
	28-2	73	55		農薬使用時における周辺作物・生態系・周辺住民等への影響の回避。	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺の生産者、有機農産物栽培者及び養蜂業者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報提供を行う。また、近隣住民等へ農薬の散布を事前に周知する。 2 病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布を行うほか、農薬の使用量、使用回数を削減する。 3 隣接ほ場等の収穫時期を把握し直前の散布を避ける。 4 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布する。 5 風向きを考慮したノズルの向きを設定を行う。 6 飛散が少ない剤型の農薬および農薬の飛散を抑制するノズル、散布方法および散布器具を選択する。 7 防風ネットの設置や、畦畔への背の高い緑肥の栽培を検討する。 8 農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスクなどの防護装備を着用し、被覆処理が必要な農薬は処理直後にビニールなどで被覆を確実にを行う。 9 生物農薬を使用する際は、生態系を守るためにラベルの注意事項に従って使用し、殺処分が必要な場合は確実にを行う。 など
生物多様性への配慮の取組	29	76	45		施設・ホダ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施。	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設・ホダ場周辺にどのような動植物が生息しているか、希少動植物、在来種、外来種等を認識し、それらの生息数がどのように変化しているか把握する。 2 生態系のバランスを考え、地域の一員としてどのように環境と生物多様性に貢献できるかを考えて活動する。 3 地域ぐるみで以下のような鳥獣被害防止対策を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①食品残さなど廃棄物の管理を徹底し、鳥獣を引き寄せないようにする。 ②周辺に放任している果樹がある場合は除去する。 ③侵入防止柵を設置する。 ④追い払いや追い上げ活動を行う。 など
IPMの実施	30-1	78	49		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPMにおける「予防」の取組)。	<p>「病害虫の発生源の除去」に取り組む。</p> <p>【取組例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健全な種菌の使用 2 病害虫の発生源(腐菌床、腐ホダ木、周辺雑草、寄主植物等)の除去 3 土壌の排水性の改善 4 適正な栽培密度の管理 等
	30-2	79	50		病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。	<ol style="list-style-type: none"> 1 「発生予察情報の活用」「栽培施設もしくはホダ場の観察」により病害虫・雑草の発生状況等を把握した上で防除要否及びタイミングを判断する。 2 栽培施設もしくはホダ場およびその周辺における病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否及びタイミングを判断する。
	30-3	80	51		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)。	<ol style="list-style-type: none"> 1 化学的防除だけでなく、「物理的防除」「生物的防除」など多様な防除方法を組み合わせることを基本として、粘着シート、天敵など化学農薬以外の多様な防除資材を活用し、適切な使用方法による防除を行う。 2 化学農薬の使用においては可能な範囲で環境負荷の低減にも資する化学農薬を活用し、環境負荷の低減にも資する使用方法による防除にも取り組む。 3 IPMの実践にあたっては、PDCAサイクルにより、毎年、取り組み方法の改善を図ることが重要である。そのため、いつ、どのような取り組みを行ったか記録を残す。